

令和3年第3回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和3年7月29日（木）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合
3. 開 会 令和3年7月29日午前9時57分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 議席の指定について
 - 日程第2 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第3 会議録署名議員の指名について
 - 日程第4 会期の決定について
 - 日程第5 代表理事挨拶
 - 日程第6 一般質問
 - 日程第7 議案第7号 専決処分事項の承認について
 - 日程第8 議案第8号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
 - 日程第9 議案第9号 有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第10号 財産の取得について
 - 日程第11 議案第11号 財産の取得について
 - 日程第12 議案第12号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
5. 閉 会 令和3年7月29日午前11時22分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	次 長 兼 会 計 室 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	介 護 保 険 課 長	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 長	隈 部 啓 司
	業 務 管 理 課 審 議 員	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 審 議 員 兼 CP5 施 設 長	福 島 力 男
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
	第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	浦 田 武 男
消 防 本 部	消 防 長	村 上 博 恭
	次 長 兼 総 務 課 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐 兼 建 設 室 長	西 村 澄 生
	消 防 課 長	池 田 隆 昭
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	高 木 伸 二
	玉 名 消 防 署 長	小 柳 錦 也

7. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	古 城 義 郎
2 番	野 田 ゆ み
3 番	菰 田 正 也
4 番	谷 口 繫 治
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	西 川 裕 文
9 番	江 田 計 司
10 番	松 田 幸 二
11 番	大 城 戸 廣 澄
12 番	杉 村 博 明
13 番	立 山 秀 喜
15 番	濱 崎 久
16 番	荒 木 宏 太
17 番	池 田 龍之介

8. 職員出席者

職	氏 名
書記	中 村 淳 児
記録	長 田 享

開会（午前9時57分）

江田議長 おはようございます。ただいまから令和3年第3回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1、議席の指定について。議席は会議規則第3条第2項の規定により議長において指定いたします。1番 古城議員、2番 野田議員、3番 菰田議員、4番 谷口議員。以上のおり議席を指定いたします。

日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま、議会運営委員会委員1名が欠員となっております。議会運営委員会委員の選任については委員会条例第3条の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。議会運営委員会委員に4番 谷口議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました谷口議員を議会運営委員会委員に選任することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました谷口議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名について。6番 一瀬議員、11番 大城戸議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第4、会期の決定について。お諮りいたします。会期は本日7月29日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日7月29日の1日限りと決定いたしました。

日程第5、代表理事挨拶をお願いします。浅田代表理事。

浅田代表理事 議長。

江田議長 はい。

浅田代表理事 おはようございます。本日は令和3年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中に御参集を賜り誠にありがとうございます。皆様方には平素から当組合の運営につきまして格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、心より感謝申し上げます。また、荒尾市議会の改選によりまして組合議会議員として新たに4名の議員が組合機構に参画をされております。当組合の充実発展のため特段の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程をいたします議案でございますが、専決処分事項の承認、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更、組合消防手数料条例の一部改正、財産の取得2件、最後に令和3年度一般会計補正予算第3号の計6議案でございます。なお、議案の説明等につきましては事務局及び消防より説明をいたさせますので、議会におかれましては慎重に御審議を賜り、御承認を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

江田議長 日程第6、これより一般質問を行います。5番 吉田議員より通告がっております。

すので、質問を許します。

吉田議員 おはようございます。玉名市選出の吉田憲司でございます。本日もよろしくお願いたします。オリンピックの嬉しいニュースとコロナの感染拡大のニュースと複雑な毎日ですが、しっかりと感染予防に努めなくてはなりません。早速、通告に従い一般質問を始めたいと思います。

さて、消防本部と玉名消防署の新統合庁舎が完成し、運用が開始され、早いもので5箇月が過ぎようとしています。その間、長洲分署も完成し、10月には長洲分署は人員が増強されます。また、南関分署も10月の運用開始に向けて着々と工事が進んでいるようです。そして、新統合庁舎と時を同じくし、県北病院もオープンをしました。しかしながらテレビや新聞で報道があったような状況です。また、2年後には荒尾市民病院が新しく生まれ変わります。ホームページには救命救急センターの指定を目指します、と記載をされています。ということは日赤や済生会と同等の三次医療機関のような体制を目指しておられると思います。今後、この有明広域2市4町の救急体制、医療体制がどう変化するのか、地域住民のニーズがどう変化するのか消防本部としても各医療機関とさらに緊密な連携が必要になってくると思います。

ではまず、有明広域管内の基幹病院である荒尾市民病院と県北病院への搬送件数、受入れ拒否件数、転院搬送件数を県北病院がオープンしてから直近までの期間でそれぞれ伺います。

村上消防長 はい、議長。

江田議長 はい、村上消防長。

村上消防長 はい。消防本部の村上でございます。大変お世話になっております。よろしくお願いたします。吉田議員の一般質問につきまして御説明いたします。熊本県北病院と荒尾市民病院の緊急搬送状況についてでございます。統計としましては、令和3年3月1日から7月25日までの約5か月間の合計でございます。まず、搬入件数についてでございますが、熊本県北病院が1,119件に対しまして、荒尾市民病院が667件でございます。熊本県北病院が約1.7倍多い状況でございます。前年、同期比で見ますと約2割の増加となっております。次に、受入れを拒否された件数、これにつきましては熊本県北病院が30件に対しまして荒尾市民病院が34件であります。荒尾市民病院が約1.1倍多い状況でございます。これにつきましては5年前と比較して減少傾向にあります。次に、ほかの医療機関への転院搬送が熊本県北病院が69件に対しまして、荒尾市民病院が25件であります。熊本県北病院が約2.8倍多い状況となっております。以上が、両病院の救急搬送状況でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。はい、答弁をいただきました。これはですね、ちょっと私の質問というか通告の内容が悪かったようです。なぜかというとはですね、県北病院がオープンして間もなく荒尾市民病院がですね、クラスターが発生をしてしまいました。で、一般診療も救急の受入れもですね、重篤の傷病者以外は受入れをですね、制限をされた期間が結構あったと思います。私も

よく玉名の町中でですね、長洲分署の救急隊とか緑ヶ丘の救急隊を見かけました。先ほどの数字ですが、荒尾市民病院と県北病院への搬送件数が、先ほど消防長言われましたとおりもう半数近く違うというのはですね、例年でいきますとあり得ませんし、また荒尾市民病院の受入れ拒否件数もですね、それと、転院搬送もこれだけ多いものが初めてではないかなというふうに思います。それもですね、コロナの影響が少なからずあるのではないかと思います。で、その中で私が一番懸念をしているのは県北病院の69件の転院搬送の件数です。玉名中央病院の時代からだいたい年間102、30件があっていたと記憶をしていますが、5カ月も経たないうちに69件というのは県北病院になってからのほうが増加しているということが推測をされます。で、これは以前の一般質問でも述べましたが、転院搬送は病院から熊本市内の三次医療機関等に、日赤とか済生会がありますが、搬送しますと救急隊は約3時間帰ってきません。その間、有明広域消防本部管内の消防力は低下をします。救急隊は救急隊のみならず乗換運用をしています。また、救急隊がいない時間帯はどこかの署、分署の隊がカバーをして出場をしなければなりません。で、県北病院から転院搬送するとその可能性が、カバーをする可能性が大きいのは天水分署であったり玉東分署、菊水分署がカバーをしなければなりません。荒尾管内の署にはそれほど影響は少ないと思いますが、この点も同じ2市4町の管内の中でも安心安全のバランスが悪くなります。何がいいかということ、転院搬送が増えれば増えるだけ2市4町の消防力が管外へ出て行き、結局はそのしわ寄せが2市4町の地域住民にかかってくるということになります。救急車を呼んだ時に近くの救急隊がいない、あるいはタンク車は分署にあるけど動かす職員がいないという事態になります。これは、これまでも普通に起こっていることではあります。新しい病院側にも2市4町の消防力、地域住民への影響が少なくないということを再認識していただきたいというふうに強く思います。

では、次の質問に移ります。次はワークステーションについてお伺いをします。私は以前の一般質問でも述べましたが、このワークステーションの実施にあたっては救急救命士の研修の部分についてはプラスの部分があると思いますが、職員の業務体制、訓練の実施、有明広域全体の消防力からすればマイナスの部分の大きいとの指摘をさせていただきました。この県北病院でのワークステーションの実施状況と県北病院からの出場件数、その内ドクターが同乗されて出動した件数を伺います。

村上消防長 はい。

江田議長 はい、村上消防長。

村上消防長 はい。消防本部の村上でございます。吉田議員の一般質問に対しましてお答えいたします。熊本県北病院における救急ワークステーションの実施状況についてでございます。かねてから熊本県北病院の御協力のもと検討を重ねてまいりまして、令和3年の4月5日に正式に協定を締結いたしまして、4月7日から運用を開始しております。目的としましては、大きく3つございまして、1つ目が救急隊員の生涯教育の場として研修体制を確立し、医療の質を確保することでございます。2つ目が多数の傷病者が発生するような災害医療における病院と消防との連携の強化でございます。3つ目が病院の医師が救急車に同乗して出動し、早期の

医療介入によるさらなる救命率の向上でございます。運用形態といたしましては、救急隊が消防署から救急車で病院に出向しまして、研修を行いながら出動要請があれば通常の現場救急にも対応する方式でございます。出向日につきましては、平日の9時30分から16時30分まででございます。運用状況につきましては新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、計画どおりには進んでいないのが現状でありまして、現在は7月26日から中断しております。実績としましては、4月7日の運用開始から7月21日までで延べ23日間実施している状況でございます。全期間ですれば約3割ほどの実施となっております。また、医師の救急車同乗につきましては、必須ではありませんが早期医療介入の実現が最優先ではあります。また、救急隊員への教育指導も含め可能な範囲で同乗をお願いするものでありまして、現在、病院側と検討を重ねているところでございます。

次に、救急ワークステーションからの出場件数についてでございますが、21件出場しております。その内、転院搬送が5件でございます。次に、医師同乗での出場件数についてでございますが、先ほど申し上げましたように現在までございません。救急ワークステーションの実施状況等については以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。消防長より答弁をいただきました。やっぱりコロナの影響があつてですね、計画どおりにはですね、できなかったようです。ただ、先ほど答弁されましたようにドクターの同乗が1回もなかったというのはですね、やっぱりこれはどう解釈をすればいいのでしょうか。病院側にそのような体制が取れていないのではないかなというふうに思います。消防長は可能な限りお願いをしていますということだったんですけども、熊本の日赤病院の屋上にドクターヘリが降ります。いつも屋上に停まっていますが、その日の担当のフライトドクターとナースはですね、通常業務をしながら一報が入ればすぐにドクターヘリに乗り込んで災害現場へ急行します。このへんですと、だいたい上がってから6分か7分でドクターヘリやって来ますが、担当の日は白衣ではなくてレスキュー隊や救急隊と同じようなですね、ユニフォームを着装されています。ワークステーションを実施するのであれば、まず担当のドクターの確保やそのような装備の準備、体制が病院側に不可欠であろうと思います。でないとワークステーションやっている意味が薄れてくるような気がします。それだったら病院ではなく署にいて通常業務である訓練や事務処理等をやっていたほうが地域住民にも、また職員にとってもプラスになるのではないかと思います。では、最後にこれまでやってきた、期間が短かったと思いますが、このワークステーションをですね、やってみて、この改善点、問題点、評価や総括をお伺いします。期間が短いんですけども、お願いします。

村上消防長 はい、議長。

江田議長 はい、村上消防長。

村上消防長 はい。消防本部の村上でございます。吉田議員の一般質問にお答えいたします。これまでの救急ワークステーションについての改善点、問題点、評価についてでございます。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、実質約3割ほどの実施率でございますが、2点御説明申し上げます。まず1点目が、先ほど吉田議員のお話にもありましたように、まずもって医師の同乗についてでございます。これにつきましては医療機関の諸事情もありますので、まだ検討を重ねている段階ではございますが、やはり命を救うという重篤な傷病者に対しまして、医師と救急隊の連携活動による早期の医療介入が命を救うことに最大限寄与すると考えています。また、実際の救急現場において医師により救急隊の観察、処置、活動の流れなどを評価、検証していただくことにより、その後の救急隊員の知識、技術の向上につなげていくことができるということでございます。2点目が研修内容についてでございますが、救急ワークステーション開始に伴い、研修内容項目を見直したことによる研修効果が出ている反面、車両での出向、及び新型コロナウイルスの影響もあり、研修期間の調整等から1回の研修人数が増えることによりまして、点滴等重要な救命処置の手技（しゅぎ）が実施回数が減少したことでございます。これにつきましては、今後、出向人数等を調整を行いながら改善を図る必要があると考えております。以上2点でございますが、最後になります救急ワークステーションは始まったばかりではあります、今後におきましても出場体制等を含めた全体の消防力も十分考慮しながら、その中で直接的に命に係わる確率が高い救急の面から住民の安心安全、住民サービスの向上に寄与するよう鋭意努力を重ねながら、効果的かつ効率的な救急ワークステーションの運用を目指し、救命率の向上に努めていく所存であります。以上でございます。よろしく願いいたします。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。答弁いただきました。今、消防長の答弁でもあったようにですね、このままでいくとですね、やっぱり主義が減ったりとかするというお話がありました。やっぱりマイナスの面がやっぱり大きくなるんじゃないかなあと、このままでいけばですよ、私はそういうふうに思います。で、管内に様々な病院、医療機関、それから公的病院ありますが、消防は有明広域2市4町、県北病院は1市1町、と、荒尾市民病院と和木町立病院は単独で、様々な枠組みがあります。しかし、それぞれが連携をしてですね、連携を密にして、地域住民の命と健康は地域で守っていけるような強い協力体制が必要だと私は思います。そのことをお伝えし、今回の私の一般質問を終わります。

江田議長 以上で吉田議員の質問は終わりました。これをもちまして一般質問を終わります。

日程第7、議案第7号、専決処分事項の承認についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

松野次長兼会計室長 はい、議長。

江田議長 はい、松野次長。

松野次長兼会計室長 おはようございます。事務局次長の松野でございます。よろしく願い申し上げます。本来であるならば、事務局長からの提案理由の説明を申し上げるところでございますけれども、本日、中嶋事務局長におかれましては体調を崩され、欠席されておりますの

で私のほうから御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第7号、専決処分事項の承認についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会に承認を求める。令和3年7月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

議案書の2ページをお願いいたします。

専決第1号、専決処分書。令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年5月31日、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号。令和3年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。第1条 債務負担行為の追加は第1表 債務負担行為補正による。令和3年5月31日専決。

議案書の4ページをお願いいたします。

第1表 債務負担行為補正でございます。事項といたしましてクリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務委託、期間は令和4年度、限度額754万1,000円でございます。なお、専決処分を行った経緯でございますが、この発注者支援業務委託は令和3年度及び令和4年度の2カ年事業でございます。そのため、本来であるならば5月28日の臨時会の予算上程に合わせまして令和4年度の債務負担行為を設定する必要があったところございました。このことを受けて、改めて組合臨時会の開催を検討いたしましたが、6月は構成市町の定例会が予定され、組合臨時会の日程調整が困難を極めたことから地方自治法第179条に規定する専決処分事項に該当するとの判断に至り、やむを得ず令和3年5月31日付で専決処分を行い、本議会に報告し承認を求めるものでございます。また、今回の専決処分につきましては、先の7月21日の組合議会全員協議会におきまして議員の皆様へ御説明申し上げ、御承認をいただいたところでございます。以上でございます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第7号、専決処分事項の承認については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認いたしました。

日程第8、議案第8号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野次長兼会計室長 はい、議長。

江田議長 はい、松野次長。

松野次長兼会計室長 提案理由の説明を申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてでございます。地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。令和3年7月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。別表第1第及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改めるというものでございます。附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合格約の規定は令和3年4月1日から適用するものでございます。提案理由でございますけれども、熊本県市町村総合事務組合格約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるというものでございます。以上で提案理由の御説明を申し上げます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第8、議案第8号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

日程第9、議案第9号 有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野次長兼会計室長 はい、議長。

江田議長 はい、松野次長。

松野次長兼会計室長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。議案第9号 有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和3年7月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。提案理由でございますけれども、消防手数料の徴収猶予又は減免の対象となる事務を拡大することにより、所定の改正を行う必要が生じたためであるというものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例。有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を次のように改正する。第7条を次のように改める。手数料の徴収の猶予又は減免第7条 第2条第1号から第6号まで、及び第9号の申請手数料については別に定める災害により著しい被害が生じた場合など、特別な理由があると認めるときは徴収の猶予又は減免することができる。2項、次の各号の1に該当するときは消防手数料の徴収を免除することができる。(1) 国又は地方公共団体及びこれらの機関から請求があった場合。(2) 国又は他の地方公共団体の職員から職務上の必要に基づき請求があった場合。(3) 生活保護法により生活扶助を受けている者、又は理事会において手数料納付の資力がないと認める者から請求があった場合。(4) 天災地変に関し請求があった場合。(5) その他、特に免除する必要があると理事会が認める者から請求があった場合。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとさせていただきます。以上、提案理由の説明を申し上げます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第9、議案第9号、有明広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野次長兼会計室長 はい、議長。

江田議長 はい、松野次長。

松野次長兼会計室長 提案理由の説明を申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

議案第10号、財産の取得についてでございます。令和3年度車両整備計画に基づき、玉名消防署、玉東分署及び天水分署に更新配備する高規格救急自動車の整備を図るため、次の財産を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるというものでございます。令和3年7月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。財産の種類、高規格救急自動車2台。契約の方法、条件付一般競争入札。取得価格、6,034万6,000円。契約の相手方、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号 熊本いちほら工業株式会社、代表取締役 澤田悦幸。提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからであるというものでございます。なお、詳細につきましては消防長

より御説明申し上げます。

村上消防長 はい、議長。

江田議長 はい、村上消防長。

村上消防長 はい。消防本部の村上でございます。よろしくお願ひいたします。議案第10号、財産の取得に係る経過につきまして御説明申し上げます。別資料の左上に資料と記載されております綴りを御覧ください。その3ページをお願いいたします。救急車の写真が載っている資料でございます。

議案第10号、高規格救急自動車取得に係る経過説明でございます。玉名消防署、玉東分署及び天水分署に更新配備する高規格救急自動車、計2台でございます。条件付一般競争入札にて6月8日に入札の公告をいたしまして、6月30日に入札及び開札を行い、7月7日に仮契約を締結させていただいております。2社の入札参加申し込みがあり、その2社の応札がありまして、熊本いちほら工業株式会社が5,486万円で落札し、89.39%の落札率となっております。現玉東分署及び天水分署救急自動車はそれぞれ平成21年、24年度に配備した車両でありまして、令和3年度で使用年数12年目、9年目に入り、走行距離は13万キロ、19万キロとなったため、緊急自動車としての適正な運用を図り、確実な救急業務の実現と住民サービスの維持向上を目的として当消防本部車両更新整備基準に基づき高規格救急自動車として更新整備をお願いするものでございます。救急車の更新基準としましては11年又は17万キロ以上でございます。なお、財源につきましては構成市町の負担軽減を念頭に置きまして対象となる防災対策事業債、これにつきましては充当率75%、交付税算入率30%の起債を活用する予定でございます。以上、議案第10号、財産の取得に係る経過説明につきまして御説明申し上げました。御承認のほどよろしくお願ひいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。はい、吉田議員。

吉田議員 はい、吉田憲司でございます。先ほど説明がありました玉東分署と天水分署の救急車ですが、天水分署の救急車、年数が短いのに19万キロと、やっぱり仕事ばばんばんしおんなはっですと申します。はい。これのですね、今、仮契約が終わってるということなんですが、納車日、運用開始日を教えてくださいというふうに申します。予定で結構です。

村上次長兼総務課長 議長。

江田議長 はい、村上次長兼総務課長。

村上次長兼総務課長 お疲れさまです。消防本部次長兼総務課長の村上です。ただいまの吉田議員の御質問にお答えします。納車につきましては2月中旬に納車予定でございます。それ以後、更新して整備するということになります。以上でございます。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 ありがとうございました。

江田議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第10、議案第10号 財産の取得については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第11、議案第11号 財産の取得についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

松野次長兼会計室長 はい、議長。

江田議長 はい、松野次長。

松野次長兼会計室長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。

議案第11号、財産の取得についてでございます。令和3年度車両整備計画に基づき、荒尾消防署及び玉名消防署に更新配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車の整備を図るため、次の財産を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるといってでございます。令和3年7月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。財産の種類、災害対応特殊消防ポンプ自動車2台。契約の方法、条件付一般競争入札。取得価格、7,392万円。契約の相手方、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号 熊本いちほら工業株式会社、代表取締役 澤田悦幸。提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからであるというものでございます。なお、詳細につきましては消防長より御説明申し上げます。

村上消防長 はい、議長。

江田議長 はい、村上消防長。

村上消防長 はい。消防本部の村上でございます。議案第11号、財産の取得に係る経過につきまして御説明申し上げます。先ほどの資料の4ページをお願いいたします。

荒尾消防署及び玉名消防署に更新配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車、計2台でございます。条件付一般競争入札にて6月8日に入札公告、6月30日に入札及び開札、7月7日に仮契約を締結させていただいております。8社の入札参加申し込みがあり、1社辞退がありまして、7社が応札となりました。熊本いちほら工業株式会社が6,720万円で落札いたしまして、98.63%の落札率となっております。現荒尾消防署及び玉名消防署の消防ポンプ自動車はそれぞれ平成15年度に配備した車両でありまして、令和3年度で使用年数18年目に入ります。緊急自動車としての適正な運用を図り、確実な消防業務の実現と住民サービスの維持を目的といたしまして当消防本部車両更新基準、ポンプ自動車につきましては17年でございますが、更新整備をお願いするものでございます。この消防ポンプ自動車につきましては、

通常の水槽付消防ポンプ自動車に比べ積載する水の量が少なく、また全長で約1メートル、車幅で約40センチ短くなっております。狭い道路などでより機動性を活かすことができるコンパクトな車両であります。なお、当該車両につきましても構成市町の負担軽減を念頭に置きまして、緊急消防援助隊に登録している車両の更新分といたしまして、対象となります緊急防災減災事業債、充当率100%、交付税算入率70%の起債を活用する予定でございます。以上、議案第11号、財産の取得に係る経過説明につきまして御説明申し上げました。御承認のほどよろしくお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第11、議案第11号 財産の取得については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第12号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第3号を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます

松野次長兼会計室長 はい、議長。

江田議長 はい、松野次長。

松野次長兼会計室長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。

議案第12号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第3号。令和3年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,152万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和3年7月29日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

今回の補正の主な内容でございますが、婚活事業における県補助金の交付確定による補正で

ございます。また、介護保険の制度改正による認定支援システム改修に伴います補正、並びにクリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務の事業費確定による減額補正でございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入から御説明いたします。初めに3款 国庫補助金 1項 国庫補助金でございます。補正前の額257万9,000円から19万1,000円を減額し、予算現計を238万8,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務の事業費確定によるものでございます。

次に4款 県支出金 1項 県補助金でございます。補正前の額642万4,000円に369万7,000円を追加し、予算後の予算現計を1,012万1,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、婚活事業における県補助金の交付確定及び交付予定によるものでございます。

次に7款 繰入金でございます。補正前の額2,776万円に82万円を追加し、予算現計を2,858万円といたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業における県補助金の交付確定に伴う一般財源分として財政調整基金から27万5,000円の追加、及び介護保険制度改正に伴う認定支援システム改修費を一般財源分として財政調整基金から52万8,000円を追加いたすものでございます。また、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務の事業費確定分を特定目的基金から1万7,000円追加いたすものでございます。

次に10款 組合債 1項 組合債でございます。補正前の額4億1,260万円から40万円を減額し、補正後の予算現計を4億1,220万円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務の事業費確定によるものでございます。歳入につきましては以上でございます。

続きまして歳出予算について御説明申し上げます。こちらにつきましては、別添資料の令和3年度一般会計補正予算説明書第3号にて説明いたします。説明書の3ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

2款 総務費 1項 企画費 1目 企画費でございます。補正前の額3,246万7,000円に397万2,000円を追加し、予算現計を3,643万9,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、婚活事業における県の補助事業であります熊本県広域連携プロジェクト推進補助金及び少子化対策総合交付金を活用し、オンライン婚活のさらなる環境整備や移住定住促進事業のPRを図るため、パソコン等の備品購入費やメールシステムの改修費用、SNS等を利用したPR広告に係る費用、並びに、それらに係る人件費などがございます。内容でございますけれども、事業に係る人件費といたしまして1節 報酬に100万円、及び婚活事業PRに係る費用といたしまして10節 需用費に39万3,000円、11

節 役務費に92万円。また、新規メールシステム等の使用料といたしまして13節 使用料及び賃借料に46万6,000円を追加いたすものでございます。また、オンライン婚活の環境整備に係るパソコン等の購入費といたしまして17節 備品購入費に119万3,000円を追加いたすものでございます。

次に3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございます。補正前の額5,839万3,000円に52万8,000円を追加し、予算現計を5,892万1,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、介護保険制度改正による認定支援システム改修で12節 委託料52万8,000円を追加いたすものでございます。

次に4款 衛生費 3項 清掃費 5目 1市3町清掃施設建設費でございます。補正前の額6,324万4,000円から57万4,000円を減額し、予算現計を6,277万円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、12節の委託料において、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務委託の事業費確定に伴い57万4,000円を減額いたすものでございます。

以上、有明広域行政事務組合一般会計補正予算第3号について御説明申し上げました。

引き続き、議案書に戻っていただきまして、議案書の13ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。事項といたしましてクリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務委託の事業確定に伴い、補正前の限度額754万1,000円を補正後の限度額620万3,000円にいたすものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。

次に第3表 地方債補正でございます。起債の目的でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う発注者支援業務委託、補正前の限度額190万円を補正後の限度額150万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。以上、議案第12号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第3号につきまして御説明申し上げました。御承認のほどをよろしくお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第12号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

日程第13、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 (午前11時01分)

再開 (午前11時08分)

宮本副議長 皆様、お疲れさまでございます。議事の都合によりまして、副議長が議長の職務を行います。休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に江田議長から議長職は辞職願が提出されました。お諮りいたします。

議長の辞職について日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の辞職について日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長の辞職について議題といたします。お諮りいたします。

江田議長に議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、江田議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。江田議員の入場を許可します。

(江田議員 入室)

宮本副議長 ただいま、江田議員より提出されました議長の辞職願の件について、本会議はこれを許可いたしましたので、本席より通告いたします。江田議員より一言御挨拶をお願いいたします。

江田議員 はい。ありがとうございます。議長解任により、一言、御挨拶を申し上げます。令和元年5月30日に議長に就任させていただきました。以来、2年間議長の職務を務めさせていただきました。その間においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、なかなか思うように議会運営ができない状況もございました。そのような中、本日、この場で無事退任の御挨拶ができますこと、これもひとえに議員の皆様、理事者の皆様、組合職員の皆様の御理解と御協力のお陰でございます。この場をお借りいたしまして心より感謝申し上げ、議長退任に対しての御礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございます。お世話になりました。

宮本副議長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 (午前11時14分)

再開 (午前11時17分)

宮本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議長が欠員となっております。お諮りいたします。議長選挙について日程に追加

し、議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議長選挙についてを日程に追加することに決定いたしました。ただいまから議長選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦の方法によりたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員、異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法についてお諮りいたします。指名は副議長において行いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員、異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長の指名をいたします。議長に荒尾市選出の菰田議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、指名いたしました菰田議員を議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員、異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました菰田議員が議長に当選されました。菰田議員が議長におられますので、本席より議長当選の告示をいたします。議長当選承諾の意味で御挨拶をお願いいたします。

菰田議長 皆様、お疲れさんです。ただいま、有明広域行政事務組合議会議長に拝命をいただきました。私も大変な重責を感じているところでございます。行政と議会は車の両輪とよく言われます。で、今後はですね、行政と議会一体となってこの有明広域圏の発展と議会のスムーズな運営のため微力でございますけれども精一杯がんばる所存であります。皆さん方の御指導、御鞭撻、そして御協力をよろしく願いをいたしまして挨拶といたします。ありがとうございました。お世話になります。

宮本副議長 議長が決まりましたので、議長と交代いたします。菰田議長、議長席をお願いいたします。

菰田議長 早速、議長の職務をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和3年第3回 有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さんでした。

閉会 (午前11時22分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

一瀬重隆

有明広域行政事務組合議会署名議員

大城戸廣澄

以下余白